

## 資料3－2

### 府中市障害者等地域自立支援協議会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 住所、氏名を記入して、ロビーでお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された席にお座りください。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務執行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
  - (1)発言をしない
  - (2)みだりに席を離れたり、外部に出たりしない
  - (3)カメラ、ビデオ等での撮影、録音をしない
  - (4)当日配付した資料の持ち出しありません
- 4 前条の規定に違反し、そのため協議会の進行が妨害されると認められる場合は、退場していただくことがあります。